

2011くらしのサポーター通信

若者が被害に遭いやすい悪質商法について

ハイライト:

□今月のテーマ

若者が被害に遭いやすい悪質商法について

□お知らせ

くらしのサポーター研修会の開催結果について

□交流コーナー

コラム

金額的に安いこと～無駄になることの排除～

20歳を過ぎれば、親の承認を得なくても自分の判断で契約などの法的行為ができるようになります。自分で判断し行動することは、その分危険に巻き込まれる可能性も高まるということです。

悪質業者は、社会経験の少ない若者を狙って、言葉たくみに高額なお金を支払わせようと近づいてきますが、悪質商法の手口は近年ますます巧妙化しています。そのため、若者のみなさんには悪質業者のさまざまな手口を知っていただき、被害に遭わない、もし遭っても被害が大きくなるようにしていただきたいと考え、今回は、特に若者が被害に遭いやすい事例を紹介します。

1 マルチ商法

{販売組織の加入者が消費者に商品などを購入させて、その販売組織に加入させることによりマージンを得る仕組みです。}

事例：「飲食店などで携帯電話をポイントカードとして使用できる機械がある。これを別の会社に貸し出せば、毎月2万円の収入になる。また、友人や親戚に勧めると商品代の2割がマージンになる。」と先輩に言われ、機械代30万円を払ったが借りてくれる会社がなかなか見つからない。

★アドバイス

お金を損するばかりか、人間関係まで壊されてしまうのがマルチ商法の怖いところです。20代が多く関わっているところも特徴です。一度入会してしまったら自分も加害者になってしまうかもしれないことを肝に銘じてください。

もし、契約しても20日以内ならクーリングオフ（無条件解除）ができますし、中途解約が可能な場合もあります。また、入会后1年以内に退会した場合は、退会申出前90日以内に受け取った商品で未使用であれば、購入価格の10パーセント以内の違約金で返品することができます。



2 キャッチセールス

{街中で声をかけ、事務所などで断れない状況に持ち込んで契約を迫る商法です。}

事例：駅前で見知らぬ女性に「アンケートに答えてくれませんか」と言われ、アンケートだけならと思い答えていたところ、その女性の話術が巧みで最終的に近くのビルの事務所に連れて行かれ、高価な時計を勧められた。最初は断るつもりであったが、長時間の勧誘で断りづらくなり買ってしまっただが、後で調べると購入額の1割程度の品物だった。

★アドバイス

強く拒否できない人が狙われやすく、20代女性の被害が多い悪質商法です。アンケートで答えた住所や電話番号などが悪質な名簿業者に売られ、いろいろな業界に流れる危険もあります。道などで話しかけられても相手にしないようにしましょう。

エステや化粧品、健康食品、英会話教室、絵画、会員権などもよくある商品で、要注意です。

3 携帯電話のトラブル

{悪質業者がサイトを使っていろいろな手段で、不当な請求を行ってくるものです。}

事例1：無料ということなので、メールのURLに好奇心からアクセスしたところ、勝手に有料サイトに登録され高額な請求をされた。

★アドバイス

典型的なワンクリック詐欺です。事例の場合、申し込み内容の確認や訂正の画面がなかったので、支払う必要はありません。電話番号が知られてしまうので、問い合わせはせずに無視しましょう。また、不審なメールが届いたら、無視してすぐに削除しましょう。

事例2：出会い系サイトで知り合った女性とそのサイトでメールをやり取りしているが、会う約束の日にもドタキャンされている。女性は「ポイント代は会ったときに私が払うから」と言うが、すでに20万円は使ってしまった。

(上記のほかによくある手口としては、有名芸能人またはそのマネージャーと名乗る者、多額のお金をさし上げたいという者等とのメールのやり取りによって多額のサイト利用料を払わされます。)

★アドバイス

携帯で知り合ったメル友。相手は実在しない架空の人物（出会い系サイトの「サクラ」）かもしれません。「サクラ」は利用者にポイント料金をできるだけ多く払わせようとします。現金振込、コンビニ決済などで利用料を払うと返金は非常に困難です。メール相手を簡単に信用して、大切なお金を騙し取られないようにしてください。

4 ネットショッピングでのトラブル

{ネット上では、他人の名をかたったり、個人なのに事業者を装ったりすることもできます。また、信用のおけない事業者もかなり存在します。}

事例：ネットを利用して、コンサートのチケットを取得代行業者に予約、代金を送金したが、いつまでたってもチケットが送られてこない。取得代行業者に連絡しようとしたが、ホームページそのものが既になくなっていました。

★アドバイス

事業者がネット上のデータを消去してしまえば、その所在を追うことはまず不可能です。事例の場合お金を取り戻すことは事実上難しいといえます。

このようなトラブル防止のために、

ア 事業者選びの目安として、●代金●代金の支払い時期と方法●商品の引渡し時期●返品についての扱い●事業者名・所在地・電話番号●事業者の代表者名または通信販売業者の責任者名●申込の有効期限等が表示されているかどうかを確認しましょう。また、事業者（ショップ）の名前で検索し、ネット上での評判をチェックし、トラブルのあったショップは避けるようにしましょう。さらに、前払いはリスクが高いため、支払い方法が複数あるショップを選ぶのが安心です。なお、注文や個人情報を入力するページが暗号対応になっているか確認するようにしてください。（現在、安全性の指標として、オンラインマークがあります。）

イ ネットショッピングは通信販売ですので、クーリング・オフができません。返品の可否、返品の条件を広告に表示していない場合には、商品到着後8日間は返品することができます（ただし、返品の送料は消費者負担です）。よく確かめてから契約するようにしてください。

ウ 契約内容を送信する前によく確認し、印刷して保管しておきましょう。また、事業者からのメールも同じように保管しておきましょう。トラブルになった時は重要な資料となります。

徳島県消費者情報センター
〒770-0851

・相談電話 088-623-0110
・啓発受付 088-625-8285
・事務担当 088-623-0612
・ファクシミリ 088-623-0174
Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

金銭的に安いこと～無駄になることの排除～

商品の1割引、商品の増量1割、ポイントが1割つくなどの損得は単位数量当たりの金額なり、単位金額当たりで買える量で判断する。ポイントは、無階級数となりちょっと複雑である。

このように考えれば、お餅2個200円と、6個500円があれば、考えなくても6個買うのが安い。とは言っても、2個買うようになった。一人で食べるには、6個はあまりにも多いからだ。

安いということは消費者の購買意欲を掻き立てるが、食料品なら冷蔵庫を満杯にして、冷えを悪くする。被服類は、洋服ダンスに吊ってあるだけで、一季節過ぎれば型が古くなることもある。

買い物には何時も一呼吸することだ。分かつちやるが・・・。

くらしのサポーター 三原茂雄

くらしのサポーター研修会を県西部・県南部・県中部で開催いたしましたところ、多くの方にご出席いただき、充実したものとなりました。ありがとうございました。



くらしのサポーター担当者より
年の瀬の寒さひとしおでございますが、どうか皆様方にはご自愛なさってください。
さて、研修会のことですが、C・キッズ・ネットワークの講座はすごろくや紙芝居等、アド★コン座の講座はコント（寸劇）等、とそれぞれの方法で消費者啓発のやり方を学ばせてもらいましたが、共通して啓発の核となっていたのは、「クーリング・オフ」と「センターへの相談」という2つのキーワードでした。
最後になりましたが、皆様方には、どうぞよいお年をお迎え下さいますようお願いいたします。